

瀬戸市告示第94号

平成20年瀬戸市告示第36号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年8月10日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>		<省略>	
一般廃棄物処理 手数料（燃える ごみ・燃えない ごみ・粗大ご み）の収納事務	<省略> 株式会社しんせん 株式会社西友（株式会社西 友瀬戸店） <省略>	一般廃棄物処理 手数料（燃える ごみ・燃えない ごみ・粗大ご み）の収納事務	<省略> 株式会社しんせん <省略>
<省略>		<省略>	